

## 南九州市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

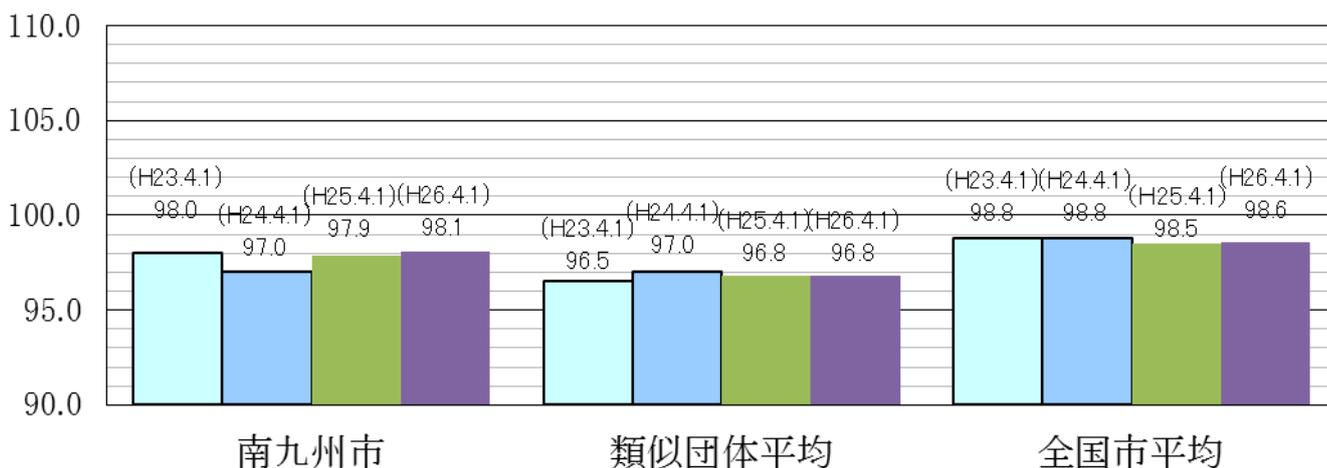
区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 38,481	千円 22,083,417	千円 674,853	千円 3,575,966	% 16.19	%
						18.95

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 422	千円 1,633,393	千円 194,399	千円 629,969	千円 2,457,761	千円 5,824	千円 5,581

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成 26 年 4 月 1 日のラスパイレース指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、  
② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み  
職員の階層異動により上昇。

#### (4) 給与改定の状況

##### ① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円	円	円 ( % )	%	% 0.27	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

##### ② 特別給 ( 期末・勤勉手当 )

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	月	月	月	月	月 4.1	月 4.1

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※本市においては、人事委員会を置かないため、国の人事院勧告・鹿児島県の人事院勧告を尊重し、改定を行います。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容 ( 平均引下げ率、実施 ( 実施予定 ) 時期、経過措置の有無等具体的な内容 ( 未実施の場合には、その理由 ) )

( 給料表の改定実施時期 ) 平成 27 年 4 月 1 日

( 内容 ) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。若年層については、1 級 ( 全号俸 ) 及び 2 級の初任給に係る号俸は引下げなし。高齢層については 3 級以上の級の高位号給は 50 歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大 4 % 程度引下げ。激変緩和のため、3 年間 ( 平成 30 年 3 月 31 日まで ) の経過措置 ( 現給保障 ) を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準18%（特別区）に対し、南九州市においても18%（特別区）を支給。  
（実施時期）平成27年4月1日より実施。平成30年度に最大20%へ支給割合を段階的に引上げることにしている。（国準拠）

（参考）

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合（H30.4.1）	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	18%	20%	18%
南九州市の支給割合	18%	20%	18%

③その他の見直し内容

・管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

特になし。

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南九州市	44.4歳	339,200円	386,601円	363,182円
鹿児島県	44.8歳	335,300円	409,690円	369,689円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	43.0歳	322,530円	372,533円	346,990円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
南九州市	49.9歳	30人	326,400円	345,453円	337,283円	—	—	—	—
うち用務員	48.8歳	18人	305,100円	320,505円	313,394円	用務員	54.3歳	199,300円	1.61
うち運転手	51.3歳	2人	*	*	*	運転手	59.9歳	202,000円	*
その他	51.4歳	10人	361,300円	386,470円	375,280円	—	—	—	—
鹿児島県	51.7歳	356人	343,100円	395,453円	372,711円	—	—	—	—
国	50.1	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	50.1歳	—	304,885円	326,598円	316,352円	—	—	—	—

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
南九州市	48.6歳	407,145円	467,163円
鹿児島県	43.8歳	381,200円	443,596円
類似団体	41.0歳	299,279円	324,307円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		南九州市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	161,600円	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	146,700円	—
	中学卒	129,200円	129,200円	—
教育職	大学卒	161,600円	192,800円	—
	高校卒	140,100円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

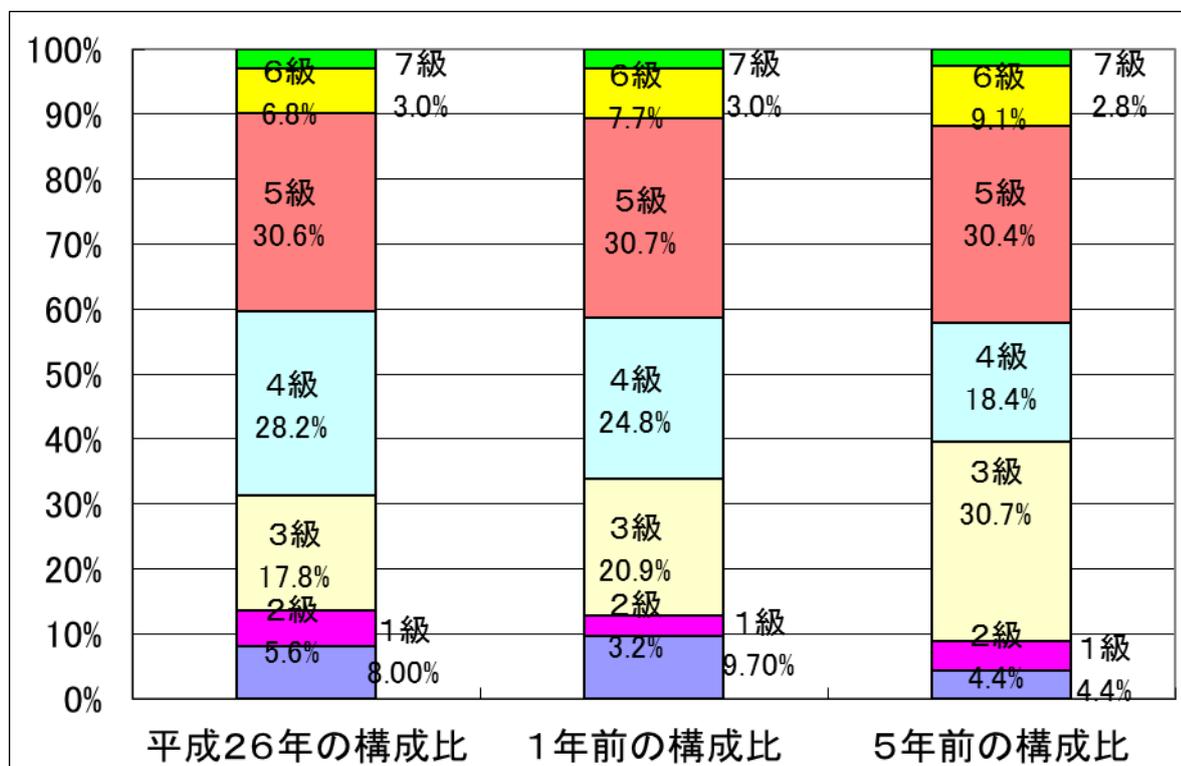
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,200円	359,900円	374,900円	387,000円
	高校卒	218,400円	313,800円	363,900円	377,500円
技能労務職	高校卒	214,000円	302,900円	337,000円	362,200円
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	256,200円	359,900円	374,900円	387,000円
	高校卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長等	10人	3.0%	366,200円	456,200円
6級	課長等	23人	6.8%	320,600円	422,600円
5級	参事・課長	103人	30.6%	289,200円	400,600円
4級	主任主査・係長・主幹	95人	28.2%	261,900円	388,300円
3級	主査・係長	60人	17.8%	222,900円	354,700円
2級	主任主事・主任技師	19人	5.6%	185,800円	307,800円
1級	主事・技師	27人	8.0%	135,600円	243,700円

- (注) 1 南九州市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評定を行い、昇格判定に活用した。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

南九州市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額 (平成24年度) 1,495千円	1人当たり平均支給額 (平成24年度) 1,536千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

成績率については、良好部分を一律適用している。

### (2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

南九州市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 23.03月分 30.870月分 勤続25年 32.83月分 38.95月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 5,456千円 20,782千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		535千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		535千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
大阪府大阪市	15%	1人	15%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		98.1 (98.1)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

#### (4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		1,075千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		44,812円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		5.6%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成25年度決算）	左記職員に対する支 給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業従事者	感染症防疫作業業務	千円 0	日額290円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	行旅病人及び行旅死亡人取扱従事者	行旅病人及び行旅死亡人取扱業務	千円 0	行旅病人1件500円 行旅死亡人1体1,000円
保育業務手当	幼児の保育に直接従事する職員	保育所業務	千円 644	月額4,500円
福祉手当	生活保護法による実態調査に従事する職員	生活保護法による実態調査業務	千円 252	月額3,500円
道路上作業手当	道路の維持・補修に従事する職員	道路の維持・補修業務	千円 180	月額2,500円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	47,260千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	110千円
支給実績（平成24年度決算）	55,266千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	125千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

#### (6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （25年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （25年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 扶養親族のうち16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子1人につき5,000円加算	同		72,757千円	272,500円
住居手当	借家（家賃月額12,000円を超える場合に限り）27,000円を限度に支給	同		32,435千円	111,400円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額を支給（支給限度55,000円） 交通用具利用者 片道2km以上の距離に対応して支給（2,000円～16,100円）	異	交通用具利用者（16,100円上限）	26,535千円	75,100円
管理職手当	1種（部長級）44,000円 2種（課長級）33,000円			16,592千円	425,400円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	744,300円 (827,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,010,000円 / 389,500円	
	副 市 長	618,400円 (651,000円)	800,000円 / 544,000円	
	教 育 長	594,600円 (613,000円)		
報 酬	議 長	円 (388,000円)	500,000円 / 274,000円	
	副 議 長	円 (310,000円)	450,000円 / 234,000円	
	議 員	円 (286,000円)	420,000円 / 220,000円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(平成25年度支給割合) 2.95月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成25年度支給割合) 2.95月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		勤続期間1年につき100分の500	16,540千円	任期毎
	勤続期間1年につき100分の280	7,291千円	任期毎	
	勤続期間1年につき100分の250	6,130千円	任期毎	
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

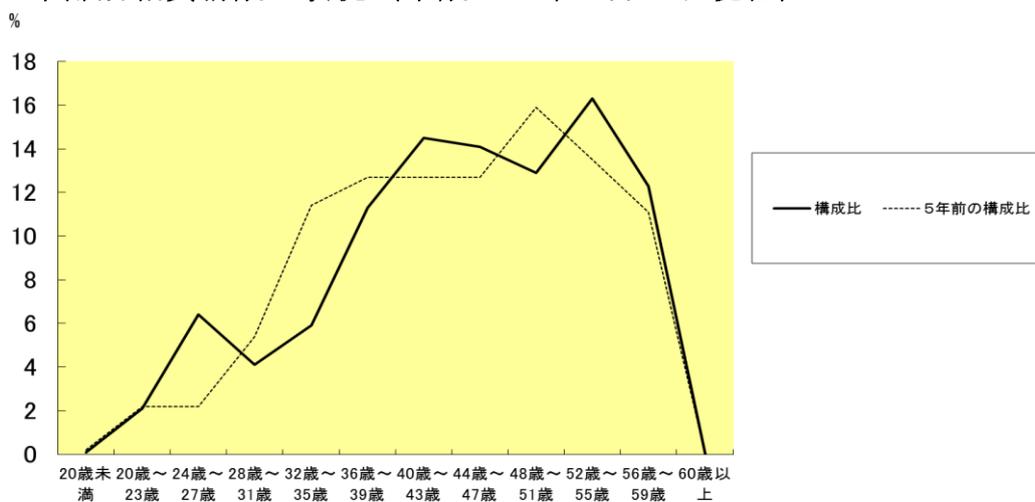
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般会政部門	議会	5	5	0	退職不補充による減。課長職の兼務による減 私債権管理収納係の新設に伴う職員増 課長職兼務による減 世界記憶遺産推進室の新設に伴う増 退職不補充による減。課長職の兼務による減。被災地への派遣による職員増 星の子保育所の民間移譲による職員減。課長職の兼務による減。かつめ保育所の業務増による職員増 被災地への派遣解除による職員減
		総務	86	84	▲2	
		税務	31	33	▲2	
		農林水産	65	64	▲1	
		商工	10	11	▲1	
		土木	45	44	▲1	
		計	333	325	▲8	
	民生	63	57	▲6		
	衛生	28	27	▲1		
	計	333	325	▲8	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.45人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 69.15人)	
	教育部門	84	83	▲1	退職不補充による職員減。教育総務課，社会教育課，給食センターの業務増による職員増。	
	消防部門					
	小計	417	408	▲9	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.02人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 91.64人)	
公営企業計等部門	水道	15	15	0	県後期高齢者医療広域連合への派遣による増	
	下水道	1	1	0		
	その他	17	18	1		
	小計	33	34	1		
合計			450 [ 558 ]	442 [ 558 ]	▲8 [ ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.86人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	9人	28人	18人	26人	50人	64人	62人	57人	72人	54人	0	442人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	345	334	332	331	333	325	▲20(5.8%)
教育	98	96	89	84	84	83	▲15(15.3%)
消防							(%)
普通会計	443	430	421	415	417	408	▲35(7.9%)
公営企業等会計	35	35	35	35	33	34	▲1(2.8%)
総合計	478	465	456	450	450	442	▲36(7.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成25 年度	千円 316,576	千円 8,309	千円 78,113	% 24.67	% 16.19

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般行政職 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25 年度	人 9	千円 36,153	千円 4,645	千円 14,129	千円 54,927	千円 6,103	千円 5,824

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

特になし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南九州市	46.1歳	334,745円	508,581円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

南九州市水道事業		南九州市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,569千円		1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,495千円	
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分		(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	
勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分		勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

南九州市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.03月分	30.870月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	32.83月分	38.95月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 5,456千円 20,782千円			(割増率 2~45%)		

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

※本市においては該当がありません。

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		54千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		54,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		11.1%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成24年度決算)	左記職員に対する 支給単価
水道工務手当	水道工務従事職員	水道工務業務	54千円	月額4,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	923千円
職員一人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	103千円
支給実績(平成24年度決算)	909千円
職員一人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	101千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額(平 成25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のいない職員の扶養 親族のうち1人 11,000円 扶養親族のうち16歳に達する年 度初めから22歳に達する年度末 までの子1人につき5,000円加算	同	同	1,777千円	253,800円
住居手当	借家(家賃月額12,000円を超え る場合に限る) 27,000円を限度に支給	同	同	941千円	104,500円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額を支給 (支給限度55,000円) 交通用具利用者 片道2km以上の距離に対応し て支給(2,000円～16,100円)	同	同	562千円	70,300円
管理職手当	1種(部長級)44,000円 2種(課長級)33,000円	同	同	391千円	390,060円